

## 第6章 地域包括ケア体制の整備充実

### 第1節 介護サービス等の充実

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自助・互助活動等を活用しながら、高齢者等の状況に応じた医療・介護サービスが、日常生活の場（日常生活圏域<sup>\*1</sup>）において、包括的かつ継続的に提供される体制づくりを進めます。

#### 【現状と課題】

#### ア 地域包括ケアシステムの推進

高齢化の進行に大きな地域差がある中で、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができ、社会を実現するためには、最も身近な自治体である市町村が中心となって、自助を支える共助を軸に、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが必要です。

#### イ 高齢者等を取り巻く状況

○ 要介護認定率は、令和元年度末で19.6%となっており、介護保険制度開始時（平成12年度末・15.3%）の約1.3倍になっています。高齢者等がその能力に応じ自立した日常生活を送ることともに、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また、要介護状態であってもそれ以上悪化しないよう、自立支援、介護予防・重度化防止対策の充実・強化が必要です。

【図表6-1-1】地域包括ケアシステムの捉え方



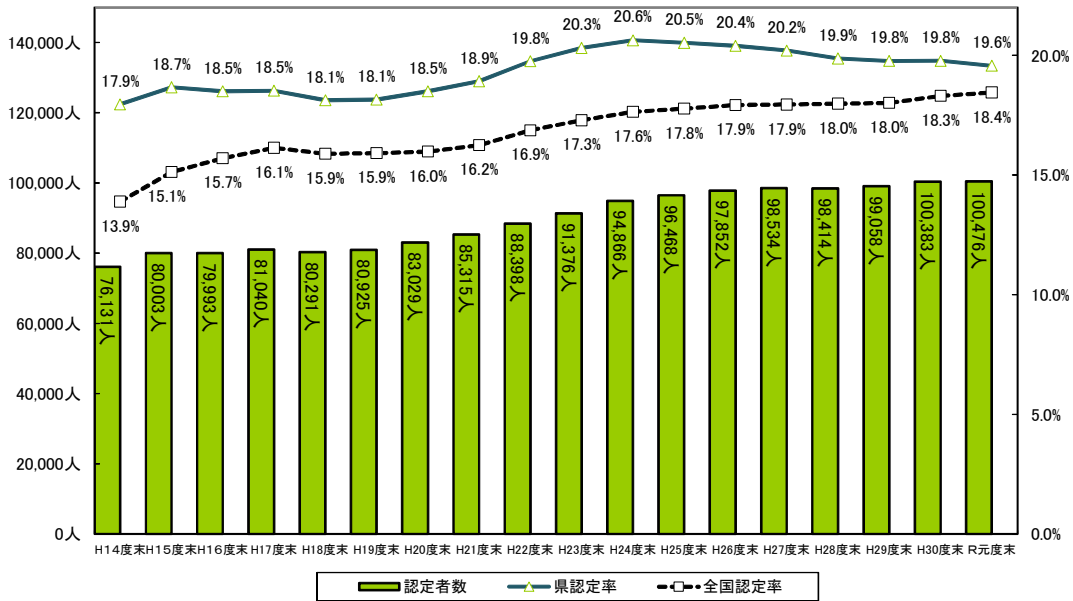
この図は、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の3枚の葉が、専門職によるサービス提供として表現され、その機能を十分に発揮するための前提として、「介護予防・生活支援」や「すまいとすまい方」が基本になるとともに、これらの要素が相互に関係しながら、包括的に提供されるあり方の重要性を示したものである。

例えば、それぞれの「すまい」で生活を構築するための「介護予防・生活支援」は植木鉢に満たされる養分を含んだ「土」と考えることができる。また、「介護予防・生活支援」という「土」がない（機能しない）ところでは、専門職の提供する「医療」や「介護」「保健・福祉」を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、枯れてしまう。さらに、これらの植木鉢と土、葉は「本人の選択と本人・家族の心構え」の上に成り立っている。

\*1 日常生活圏域：「概ね30分程度で駆けつけられる圏域」又は「人口5,000人程度」で、中学校区レベルの範囲を一つの目安とし、各市町村が地域の実情に応じて設定した圏域

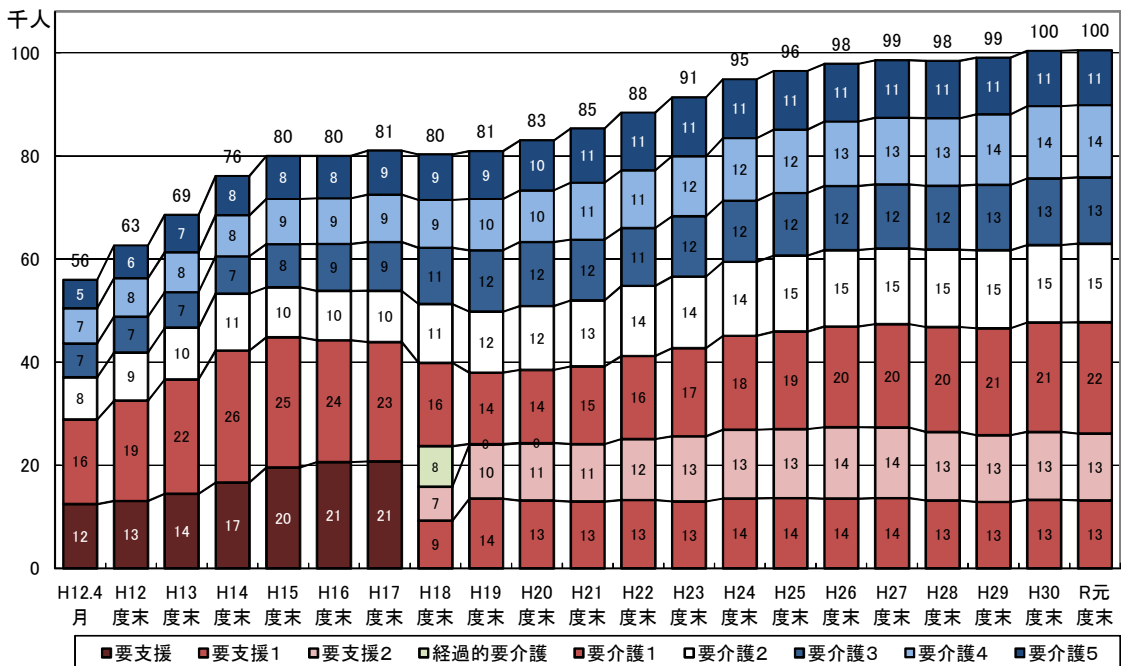
- 介護サービス事業所の指定状況は、平成12年の制度開始当初は1,878事業所でしたが、利用者数の増加等に伴うサービス事業者の増加や、市町村への指定権限の移譲などを経て、令和2年4月1日現在では、2,571事業所（対平成12年度比約136.9%）となっています。

【図表6-1-2】要介護（要支援）認定者数・認定率の推移



[介護保険事業状況報告]

【図表6-1-3】要介護状態区分等認定者数（総数）の年次推移



[介護保険事業状況報告]

【図表6-1-4】 介護サービス事業所の指定状況（各年度4月1日現在）

サービスの種類(休止を含む)		H18年度(A)	令和2年度(B)	増減(B-A)
居宅サービス事業	訪問介護	415	445	30
	訪問入浴介護	87	37	△ 50
	訪問看護	116	183	67
	訪問リハビリテーション	6	27	21
	居宅療養管理指導	4	14	10
	通所介護	283	330	47
	通所リハビリテーション	204	11	△ 193
	短期入所生活介護	141	199	58
	短期入所療養介護	11	7	△ 4
	特定施設入居者生活介護	19	59	40
	福祉用具貸与	162	114	△ 48
	特定福祉用具販売	77	113	36
	小計①	1,525	1,539	14
施設	介護老人福祉施設	137	166	29
	介護老人保健施設	74	90	16
	介護療養型医療施設	143	19	△ 124
	介護医療院		22	22
小計②	354	297	△ 57	
小計③(①+②)	1,879	1,836	△ 43	
介護予防サービス	介護予防訪問介護	347	0	△ 347
	介護予防訪問入浴介護	64	29	△ 35
	介護予防訪問看護	14	178	164
	介護予防訪問リハビリテーション	2	25	23
	介護予防居宅療養管理指導	2	13	11
	介護予防通所介護	222	0	△ 222
	介護予防通所リハビリテーション	166	12	△ 154
	介護予防短期入所生活介護	122	190	68
	介護予防短期入所療養介護	4	6	2
	介護予防特定施設入居者生活介護	17	56	39
	介護予防福祉用具貸与	102	114	12
特定介護予防福祉用具販売	77	112	35	
小計④	1,139	735	△ 404	
合計③+④	3,018	2,571	—	

市町村指定

サービスの種類		H18年度(A)	令和2年度(B)	増減(B-A)
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	37	69	32
	小規模多機能型居宅介護	1	126	125
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	288	392	104
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	17	16
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	45	45
	夜間対応型訪問介護	0	1	1
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(H24～)		21	—
	看護小規模多機能型居宅介護(H24～)		14	—
	地域密着型通所介護(H28～)		397	—
	小計⑤	327	1,082	—
	居宅介護支援事業⑥	577	620	43
総合事業	訪問型サービス(独自)		392	—
	訪問型サービス(独自・定率)		96	—
	訪問型サービス(独自・定額)		7	—
	通所型サービス(独自)		648	—
	通所型サービス(独自・定率)		135	—
	通所型サービス(独自・定額)		17	—
	介護予防ケアマネジメント		59	—
小計⑦		1,354	—	
合計⑤+⑥+⑦	904	3,056	—	

[県高齢者生き生き推進課調べ]

- 60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが高齢者の介護予防にもつながっていくことから、多くの高齢者が支え手となっていく取組が必要です。
- 市町村は地域の実情に応じて、住民等多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援が可能になるよう、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むこととされています。
- 高齢者特有の疾患群や障害\*1が増加しており、医療機関における平均在院日数は全国より長い状況です。退院後の高齢者等の状況に応じた多職種協働による在宅医療の推進など、きめ細かな医療・介護サービスの提供が求められています。
- 地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、市町村が実施する地域支援事業の介護予防に係る事業や包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）等を一体的に実施するための機関であり、県内に64か所（令和2年6月現在）が設置されています。
- また、平成26年の介護保険制度改正において、地域包括支援センターは市町村の地域包括ケアシステム構築に向けた取組を促進するために地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」を実施することとなり、センターの機能を強化していく必要があります。

### 【施策の方向性】

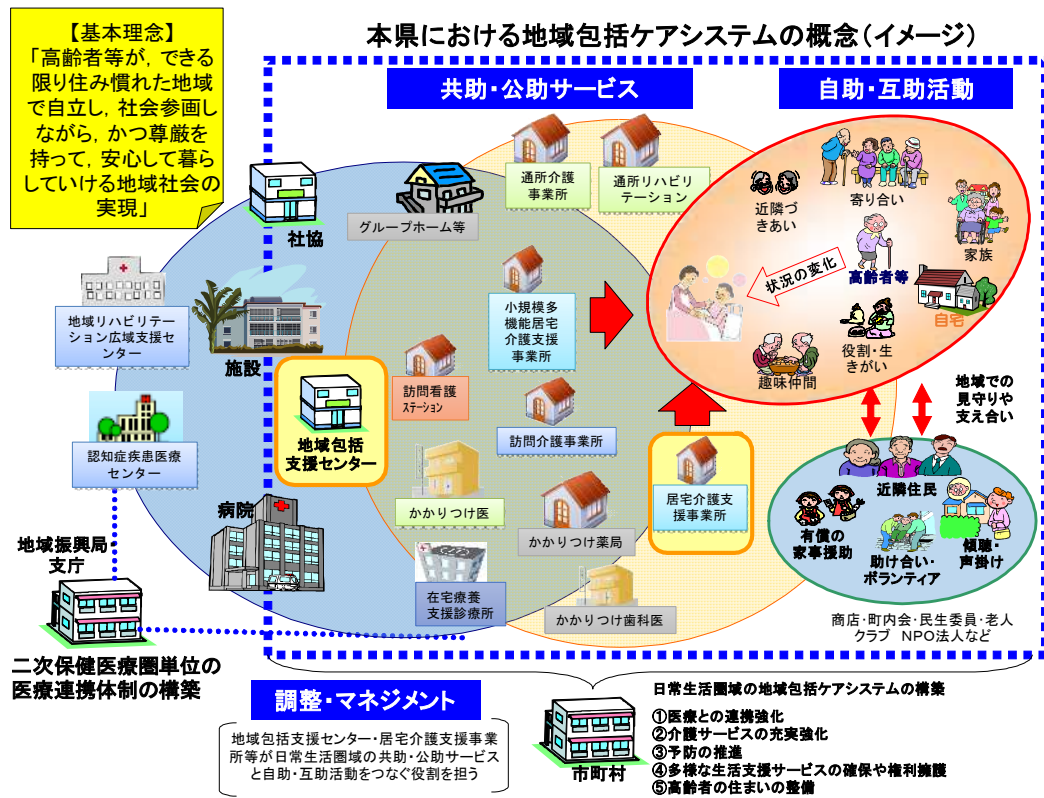
#### ア 地域包括ケアシステムの強化及び推進

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムが推進されるように、引き続き市町村が中心となった取組を支援します。
- 地域における自助・互助活動の促進・充実を図りつつ、医療や介護等の共助・公助サービスの機能を活かしながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。
- 市町村等による日常生活圏域での取組や、県地域振興局・支庁等による二次保健医療圏での取組を重層的に展開し、その結果・成果を評価しながら体制整備を進めます。

---

\*1 高齢者特有の疾患群や障害：生活習慣病（循環器疾患、糖尿病、がん等）、認知症、骨粗鬆症、排尿障害等

【図表6-1-5】地域包括ケアシステムの概念（イメージ図）



[県高齢者生き生き推進課作成]

## イ 介護予防・重度化防止の推進

- 県では、市町村等における介護予防事業やサービス提供をさらに促進するため、より効果的で活用しやすい評価指標等の設定に努めます。また、介護予防事業の取組及び要介護認定率の状況等を調査・分析し、それらの結果や県内外の先行的な取組などの情報を市町村へ提供します。
- 県では、高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して地域商品券等に交換できるポイント制度に取り組む市町村の支援を通じ、高齢者の介護予防の推進を図ります。

## ウ 見守りや地域支え合い活動の促進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、見守り体制の構築及び充実に向けた取組を支援するとともに、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター<sup>\*1</sup>（地域支え合い推進員）の養成や資質向上を図ります。

\*1 生活支援コーディネーター：平成26年の介護保険制度の改正による地域支援事業の包括的支援事業に基づき、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築等を行う者のこと

## エ 高齢者等のニーズに応じた医療・介護サービスの提供

高齢者等の多様なニーズに対応するため、市町村や関係団体等と協働し、在宅医療に従事する多職種連携やその資質向上を図ります。

## オ 地域包括支援センターの機能強化

- 市町村が高齢者の介護予防や重度化防止を図るため、地域ケア会議<sup>\*1</sup>を効果的に運用し、包括的継続的ケアマネジメントを実施できるよう支援します。
- 高齢者の総合相談支援、介護予防ケアマネジメントや権利擁護等を担う地域包括支援センター職員の資質向上のための研修等を実施します。

## カ 介護サービス基盤の整備

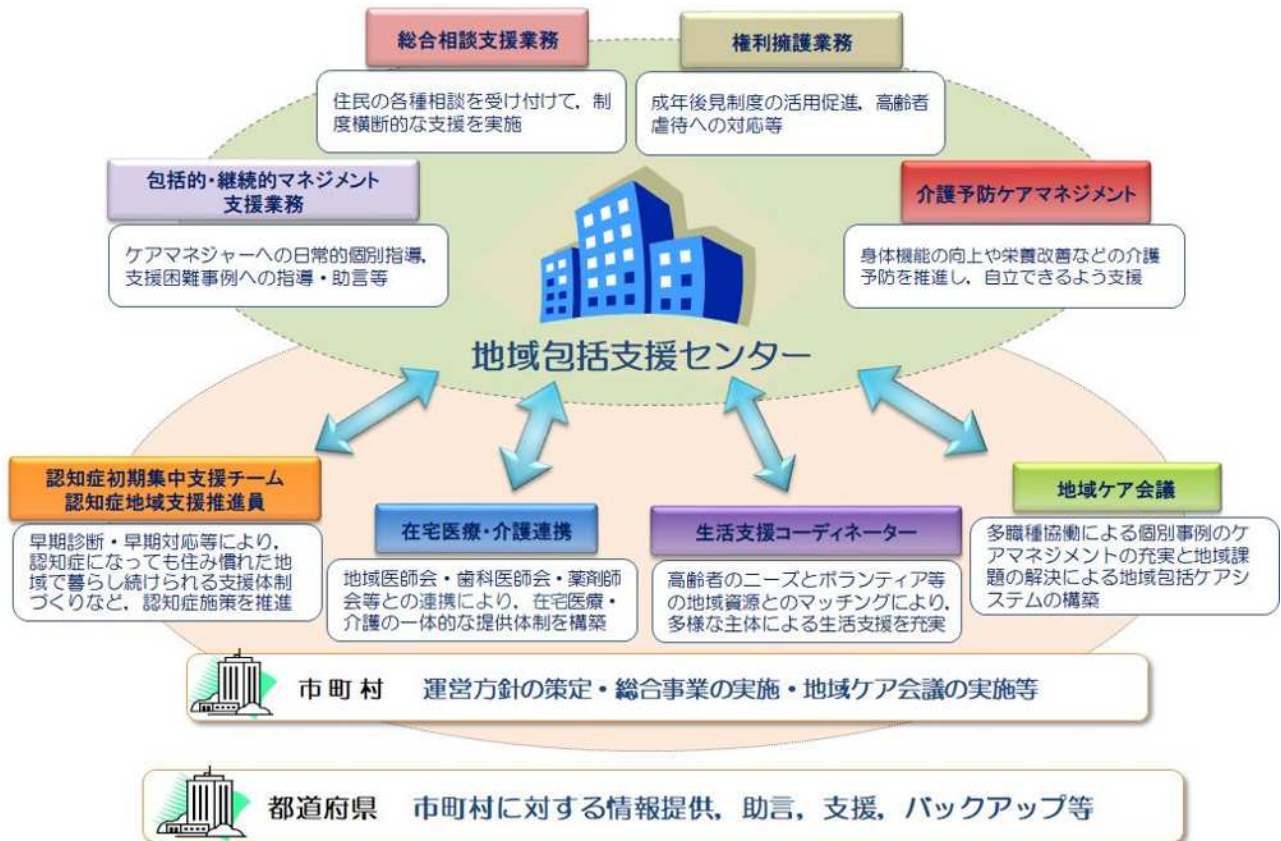
- 高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活が送れるよう在宅サービスの充実を図るとともに、自宅等での生活が困難となった要介護者に対しては、市町村と連携し、施設・居住系サービス<sup>\*2</sup>を整備するなど、「介護離職ゼロ」の実現に向けて効果的な基盤整備を進めます。
- 要介護者の在宅生活を支えるために、市町村や事業者と連携し、24時間対応の介護サービス等の普及・定着を図っていきます。
- 高齢者の状態や介護ニーズの変化等に対応できるサービス提供体制の確保に向けて、各種研修等を通じたサービス提供事業所や従事者の資質の向上に努めます。

---

\*1 地域ケア会議：市町村が行う個別ケース検討会議（地域ケア個別会議）の積み重ねにより共有した地域課題を、地域づくり、新たな資源開発、政策形成などにつなげ、地域包括ケアシステムの構築を推進するための会議

\*2 施設・居住系サービス：施設サービスとは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院を指す。居住系サービスとは、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

【図表6-1-6】地域包括支援センターの業務概要



[社会保障審議会資料を基に県高齢者生き生き推進課作成]